

独立行政法人国立美術館理事会規則

制定 平成 29 年 9 月 21 日

国立美術館規則第 12 号

(設置)

第 1 条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）に、その業務の運営に関する重要事項を審議し、理事長の意思決定を補佐するため、理事会を置く。

(組織)

第 2 条 理事会は、理事長及び理事をもって組織する。

(審議事項)

第 3 条 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 国立美術館の運営に関する基本方針その他重要方針に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 業務方法書に関する事項
- (4) 法人に係る規則の新設及び改廃に関する事項
- (5) 業務評価に関する事項
- (6) 人事に関する重要な事項
- (7) 予算及び決算に関する事項
- (8) その他必要な事項

(召集等)

第 4 条 理事会は理事長が召集し、これを主宰する。

(監事の出席)

第 5 条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員以外の者の出席)

第 6 条 理事長は、必要に応じて役員以外の職員を会議に出席させ、説明又は報告させることができる。

(事務)

第 7 条 理事会に関する事務は、事務局総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、理事会の運営に関わる必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年9月21日から施行する。

(効力等)

2 本規則の制定以前に国立美術館が定めた規則等において「館長等会議」とあるのは、「理事会」と読み替えて適用するものとする。